

令和7年度 第3回 「宇都宮市子ども・子育て会議」 議事録

1. 日 時 令和7年8月21日（木） 午前10時00分～午前11時00分
2. 場 所 中央生涯学習センター5階 人材かがやきセンター研修室
3. 議 事
 - ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について
 - ・ 「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて
4. 出席者（委員：22名，事務局：25名，計：47名）

【委 員】

菊地香織委員，伊澤寿和委員，青木克介委員，高橋利幸委員，田代純子委員，海野仁昭委員，中原いくみ委員，松本清美委員，鈴木拓朗委員，佐藤達也委員，小林紀夫委員，釜井彰一委員，小池恵一郎委員，中野謙作委員，河田隆委員，中塚英範委員，鈴木亜周委員，堀江恵美委員，菅沼嗣佳委員，佐山恵子委員，加藤百合委員，中村美幸委員

【事務局】

[子ども部] 高橋部長，塩田次長，坂井副参事
[子ども政策課] 伊藤課長，戸井田主幹，江原室長，安野課長補佐，吉田係長，手塚係長，日野総括，北山総括，今井主任
[子ども支援課] 大嶋課長，西田所長
[保育課] 伊藤課長，高桑課長補佐，安納副主幹，熊田係長，佐藤係長，齋藤係長，島崎総括，伊与田主任，荒井主事
[子ども発達センター] 原口副所長
[生涯学習課] 塚田課長

5. 公開・非公開の別 公開
6. 記者・傍聴者数 1人

発言者	内 容
	<p>1 開会 会議の公開について決定</p> <p>2 議事 【協議事項】 ・ 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p>
事務局	(事務局説明)
会長	質問・意見等はあるか。
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について、了承いただけるか。
各委員	了承。
	<p>【協議事項】 ・ 「宇都宮市保育の実施選考基準」の見直しについて</p>
事務局	(事務局説明)
会長	意見・質問等はあるか。
海野 委員	入院していた者が退院した場合の取り扱いについて教えていただきたい。
事務局	<p>退院後の状況による。 引き続き、疾ぺい・障がいの状態であれば、医師の診断書をもって疾病・障がいとして認定し、退院後、就労するようであれば、就労として認定する。</p>
海野 委員	誤解される方もいるかもしれないため、丁寧に説明や周知を進めていただきたい。
小林 委員	近隣市や全国的ではどのような指数で実施しているか、また、国から何か指針等が示されているのか教えていただきたい。

事務局	<p>国からは、ひとり親世帯や生活保護世帯への配慮など、指数について一定の例示はされている。</p> <p>今回の見直しにあたって、近隣中核市で情報を公開している福島市、郡山市、前橋市、川越市、川口市、越谷市の状況を確認した。</p> <p>これら6市のうち4市で単身赴任に関する指数を設定していた。</p>
会長	<p>指数については、なぜその点数なのか説明があると理解しやすい。</p>
高橋委員	<p>「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯（入院，単身赴任等）（+6）」「（入院，単身赴任等）」と記載があるが、「等」は何を想定しているのか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今回の見直しで「No.2 ひとり親世帯」については、両親のうち一方が存在しない世帯を対象としており、「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯（入院，単身赴任等）（+6）」の「（入院，単身赴任等）」については、両親とも存在するものの、やむを得ない事情により一方が自宅において保育に参加できない世帯ということで整理した。</p> <p>これまで前者を適用していた拘禁については、今後は後者の適用となる。</p> <p>その他については、現時点で想定されるものはない。</p>
伊澤委員	<p>不可抗力である入院と自身の選択による単身赴任を同一の枠とした考え方を教えていただきたい。</p>
事務局	<p>自身の選択により単身赴任となっているともいえるが、職場の状況によっては、拒否することが困難である場合も考えられる。</p> <p>「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯（入院，単身赴任等）（+6）」については、両親とも存在するものの、やむを得ない事情により一方が自宅において保育に参加できない世帯を対象としているため、結果として入院，単身赴任が同じ枠となっている。</p>
伊澤委員	<p>他市町村の単身赴任に関する指数は、本市と同様の他の指数と比べ同様の比率であるか教えていただきたい。</p>
事務局	<p>点数については、市町村による。</p> <p>本市と同様のところもあれば、低いところもある。</p>

釜井 委員	<p>以前就労していた勤務先では、埼玉県にある勤務地へは、電車通勤しか認められず、トラブル対応により終業が遅くなると、電車が無いので帰れない日もあった。</p> <p>私のような状況の方や、警察や消防なども当直がある方は単身赴任には該当しないと思うが、こういった人々の扱いについて教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今回の「No.12 両親の一方が自宅において保育に参加できない世帯（入院，単身赴任等）（+6）」「（入院，単身赴任等）」の設定にあたって，単身赴任の定義について検討をした。</p> <p>1か月以上の単身赴任期間があることを職場が就労証明書上で証明できる場合に適用とすることを考えている。</p>
釜井 委員	<p>どういった場合が該当するか，説明があるとよい。</p> <p>職によっては，単身赴任とはならないものの，2～3日に一度しか帰宅できない場合もあるので，そういった方もいることを留意いただけるとよい。</p>
会長	<p>単身赴任，ひとり親の世帯の状況は様々であり，様々な状況に応じ配慮できるとよいが，一方で基準は定めないといけない。</p> <p>そのため，基準はありつつも多少曖昧な部分があってもよいかと考える。</p>
各委員	(質問・意見等なし)
会長	本議題について，了承いただけるか。
各委員	了承。
	3 その他
会長	質問・意見等はあるか。
中原 委員	「宇都宮市保育の実施選考基準」について，障がい児がいる場合の指数はどうなるか教えていただきたい。
事務局	「No.3 子どもが障がい有する場合」の対象となる。

中原 委員	入所予定児童の兄弟ではなく，入所予定児童本人が障がいをもつる場合 に対象となるということか。
事務局	お見込みのとおり。
各委員	(質問・意見等なし)
	4 閉会
事務局	以上で，第5回宇都宮市子ども・子育て会議を閉会する。
	以上